

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年7月29日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 農林課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 令和2年5月29日から令和2年6月22日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
農村環境改善センター及び昭和活性化センターの施設使用料の収納事務について、関係法令等に基づき、使用料の納入期限の設定、使用の許可の変更、取り消し、還付について適正な事務処理に努めること。	使用料の収納期限については、複数日の使用を希望する者には、これまで月単位での使用申請を受け、許可していたことから、使用月の月末を収納期限としてきた。そのため、月の最初の使用日まで使用料が前納されていなかったことから、今後は、最初の使用日を収納期限として納入通知することとした。 また、使用許可の変更、取り消しについては、口頭での受け付けにより事務処理していたことから、今後は、関係例規に基づき、変更又は取り消しに係る許可申請書の提出を求めることとし、その許可・決定内容より、使用料の変更、還付を行うこととした。